

「大牟田市 緊急情報【公式】」 Twitter 実施要領

令和2年5月1日 施行
令和2年5月5日 改訂
令和2年6月5日 改訂
令和2年7月9日 改訂
令和3年8月10日 改訂

第1 趣旨

この要領は、大牟田市ソーシャルメディア活用ガイドラインに基づき、緊急情報（災害関連、新型コロナウイルス関連等）の発信をソーシャルメディアを活用して行うために必要な事項を定めるものとする。

第2 活用目的

「大牟田市 緊急情報【公式】」 Twitter は、緊急情報（災害関連、新型コロナウイルス関連等）に関する様々な情報を市民に迅速かつ正確に広く周知することで、被害の抑制と、市民生活、経済活動などへの支援を図ることを目的とする。

第3 使用するソーシャルメディアの種類

Twitter

第4 公式アカウント名

「大牟田市 緊急情報【公式】」

第5 運用方法

- (1) 当該公式アカウントの取得及び管理は、大牟田市企画総務部広報課において行うものとする。
- (2) 当該公式アカウントを用いて発信する情報は、緊急情報（災害関連、新型コロナウイルス関連等）とする。なお、掲載する文字数は必要最小限になるよう努め、詳細な情報については、原則、市公式 Web サイトに掲載し、その URL を明記する。ただし、急を要する場合は、この限りでない。
- (3) 当該公式アカウントで発信する情報は、他の媒体に掲載した内容との整合を図ること。
- (4) 情報の発信、更新及び削除は、緊急性、即時性、正確性等を鑑み、緊急情報（災害関連、新型コロナウイルス関連）に係る業務の関係各課において行うものとする。なお、情報の更新は、様式1によるプロモーション・リーダー（所属課長等）の決裁を必要とする。ただし、緊急に情報の更新又は削除が必要な場合は、その内容を適切に記録に残したうえ作業を行うこととし、所属課長等の承認は事後でも可能とする。
- (5) 当該公式アカウントの ID 及びパスワードの管理は、各部においてプロモーション活動推進委員（調整監職員）が行うものとし、関係課のプロモーション・リーダー（課長級職員）は、課内において秘匿性を保持しなければならない（ID 及びパスワードを開示できるのは更新又は削除を行う者のみとし、それ以外の者に利用させてはならない。）。なお、広報課以外の者が ID 及びパスワードを変更することを固く禁じる。

(6) 更新の時間は、原則として大牟田市役所開庁日の8時30分から17時15分の間に行うものとする。ただし、緊急に情報の更新又は削除が必要な場合はこの限りでない（できるだけ深夜及び早朝は避けるものとする）。

第6 寄せられた意見等への対応

この公式アカウントに寄せられたコメントは参考意見とし、原則として個別の返信は行わないものとする。

第7 利用期間

この公式アカウントの利用期間は、この要領の制定の日から1年間とする。ただし、必要と認めるときは継続できるものとする。

第8 その他

この要領は、予告なく変更ができるものとし、その効力は、Web サイトに公表した時点から生じるものとする。

「大牟田市 緊急情報【公式】」Twitter 情報更新伺

起 案	年 月 日		
起 案 者	決 裁 欄		
課 (情報発信課)	担 当	主 査	課 長
決 裁	年 月 日		
更新予定日時	____年 月 日() 時 分		
更 新 区 分 (該当するものに○)	更新(新規・変更) ・ 削除		
件 名			
更 新 内 容			
<p><注意事項></p> <p><input type="checkbox"/> 文章は簡潔・明瞭かつ必要最小限(全角 140 字=半角 280 字以内)になるよう努め、詳細な情報については、原則、市公式 Web サイト(「大雨に関する情報」・「新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ」)に掲載すること。ただし、急を要する場合はこの限りでない。</p> <p><input type="checkbox"/> ①市公式 Web サイトに掲載した URL、②担当課名・連絡先(TEL・FAX)を明記する(「TEL」・「FAX」は半角で入力すること)。</p> <p><input type="checkbox"/> ハッシュタグは 2 つ以内とすること。 (例) #大牟田 #新型コロナウイルス ※「#」は半角で入力すること</p> <p><input type="checkbox"/> 一度投稿した内容を再度投稿する際は、冒頭に【再発信】と入れること。</p>			
その他公開データ	有 ・ 無		
	有の場合(該当するものに○) 動画 ・ 画像 ・ その他() ※その他公開データは、必要に応じて印刷し本様式に添付すること。		